

学校法人慈恵大学役員及び評議員の報酬等の規程

制定 平成 3年 7月 1日

改定 令和 7年 5月 22日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人慈恵大学の寄附行為第60条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、手当、賞与、日当その他の役員又は評議員の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。但し、理事又は評議員のうち教職員を兼ねる者については、教職員の給与として支給されるものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 役員手当、役員賞与
- (2) 非常勤の役員 役員手当
なお、報酬額は、業績及び貢献度に応じて変更し、または非支給とすることがある。
- (3) 評議員 日当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員の報酬等の支給額は、学校法人慈恵大学役員及び評議員の報酬支給額表により算定する。

- (1) 役員 報酬支給額表の上限年額の範囲内で、主管部署の稟議により関係部局が確認の上、理事長の承認を得て決定する。
なお、報酬額は、業績及び貢献度に応じて変更し、又は非支給とすることがある。
- (2) 評議員 報酬は日額とし、会議出席1日につき報酬支給額表に定める額とする。但し、本法人の教職員についてはこれを適用しない。

(報酬の支払いと控除)

第5条 手当は、原則として毎月25日に支給する。

2. 常勤の役員手当は毎月支給、常勤の役員賞与は、6月及び12月の教職員賞与と同一月に支給する。
3. 非常勤の役員の手当は、原則として役務提供月の翌月25日に支給する。
4. 評議員の報酬は、評議員会に出席した月の翌月25日に支給する。

(報酬の支給開始及び停止)

第6条 役員の報酬の支給については、役員就任日の属する翌月より支給を開始する。但し、役員就任日が月の初日のときは、その月より支給を開始する。

2. 役員報酬の停止については、役員退任日の属する月まで支給し、翌月より停止する。

(役員退職慰労金)

第7条 退職慰労金に関して、これを支給しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を得て行うものとする。

(主管部門)

第10条 この規程及び役員及び評議員の報酬等に関する主管部門は、総務部給与厚生課とする。

附 則

1. この規程は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

学校法人慈恵大学役員報酬規程	制定	平成	3年	7月	1日
	改定	平成	25年	6月	1日
	〃	令和	元年	7月	1日
学校法人慈恵大学役員及び評議員の報酬等の規程	改定	令和	7年	5月	22日

学校法人慈恵大学役員及び評議員の報酬支給額表

1. 年額

単位：円

役員	上限年額
理事長	35,000,000 円
理 事	30,000,000 円
監 事	5,000,000 円

※役員報酬は役員手当、役員賞与を合計した報酬総額

2. 日額

評議員 (本法人の教職員を除く)	会議出席 1 日につき 20,000 円
評議員会議長 (本法人の教職員を除く)	会議出席 1 日につき 30,000 円
評議員会副議長 (本法人の教職員を除く)	会議出席 1 日につき 15,000 円

※評議員会議長及び評議員会副議長の報酬は評議員の報酬に加算して支給

3. 退職慰労金は非支給

学校法人慈恵大学役員報酬年額支給額表	制定	令和元年	7 月	1 日
	改定	令和 2 年	4 月	1 日
学校法人慈恵大学役員及び評議員の報酬支給額表	〃	令和 7 年	5 月 2 2 日	